



物価高騰重点支援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

- 物価高騰緊急支援給付金 (1世帯あたり3万円) は、住民税均等割非課税世帯や、令和5年1月から12月の間に家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 令和5年4月1日時点で洲本市に住民登録がある世帯が対象です。
- 世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は、対象外です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
令和4年度または令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月~12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯
【家計急変世帯】

I(1)「令和4年度緊急支援給付金 (**5万**)」
を受給済で、世帯員に異動のない世帯

↓
支給のお知らせを送付します
(**返送不要**)

※受給を辞退する場合や、
振込先を変更する場合は、要返送

I(2)(1)以外の世帯で
5万円を未申請の世帯、
5万円を受給済で世帯主変更された世帯
II 令和5年度住民税非課税の世帯

↓
確認書を送付します (**要返送**)

詳しくは裏面「I(2) II」へ

申請が必要です

申請期限：令和5年6月1日(木)
~令和5年12月28日(木)

※郵送は消印有効

申請書配布場所：本庁舎、五色庁舎、
由良支所

基準日：令和5年4月1日時点で
洲本市に住民登録がある
世帯が対象です。

詳しくは裏面「Ⅲ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 洲本市緊急支援給付金（5万円）の対象であった世帯

(1) 5万円を受給された世帯で、令和5年4月1日までに転入者や世帯主変更がない世帯

- 対象となる世帯には、**市から「支給のお知らせ」が届きます。**
- 振込口座に変更がない場合は、**手続きは不要です。**
- 支給を**辞退**する場合、**振込口座の変更**を希望される場合は、**返信してください。**
- 振込日は、振込通知書によりお知らせします。

(2) 5万円を未申請の世帯、または5万円を受給済で世帯主変更された世帯

- 対象となる世帯には、**市から「確認書」が届きます。**
- 必要事項を記入して、**返信してください。**



II 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯 ※ I の対象を除く

- 対象となる世帯には、**市から「確認書」が届きます。**
- 必要事項を記入して、**返信してください。**



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、市にご提出ください。



III 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、市にご提出ください。
- 対象となる世帯は、令和5年4月1日時点で洲本市に住民登録がある世帯です。

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市担当までお問い合わせ下さい。）

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137.8万円以下

収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



物価高騰重点支援給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに県・市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ

洲本市 健康福祉部 福祉課
「物価高騰重点支援給付金」 担当



0799-26-1166

受付時間 9:00~17:00
(土日祝、12/29~1/3を除く)